平成 24 年度国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成 24 年５月 14 日　人事院事務総長　尾西　雅博

1　試験の名称　平成24年度国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））

2　試験の区分　事務及び林業

なお、技術区分、農業区分及び農業土木区分は、行わない。

3　地域試験　事務区分については、次に掲げる地域試験を実施する。

（地域試験）	（地域の範囲（採用官署が所在する地域の範囲））
事務関東甲信越地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県

なお、事務区分の北海道地域、東北地域、東海北陸地域、近畿地域、中国地域、四国地域、九州地域及び沖縄地域の地域試験は行わない。

4　対象官職　係員の官職その他これに準ずる官職として人事院が定めるもののうち、主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職（専門職試験の対象官職を除く。）

5　給与　この試験に合格し、採用された者が「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合の俸給月額は、例えば、高等学校卒業後、30歳で採用された場合は次のとおりであるが、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」第９条第１項により、下記の金額から、俸給月額に100分の4.77を乗じて得た額に相当する額が減ぜられ支給される。

（適用俸給表）	（俸 給 月 額）
行政職俸給表㈠	15.5万円～21万円

なお、このほか、法律の定めるところにより、諸手当が支給される。

「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」の適用を受ける場合もこれとほぼ同額の俸給月額及び諸手当が支給される。

また、特定独立行政法人の職員となる場合には、それぞれの特定独立行政法人において定められた給与が支給される。

6　受験資格　昭和47年４月２日以降に生まれた者（平成24年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して２年を経過している者及び人事院が当該者に準ずると認める者に限る。）

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

7　第１次試験

⑴　試験種目

ア　試験の区分「事務」　基礎能力試験、適性試験及び作文試験

（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び適性試験の成績を総合して行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。）

イ　試験の区分「林業」　基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）

（専門試験（多肢選択式）の出題分野は別記のとおりとする。）

⑵　試験の実施日　平成24年９月９日（日）

⑶　試験地　次に掲げる第１次試験地の全都市

（地　域）	（第　1　次　試　験　地）
北海道地域	札幌市
東北地域	盛岡市、仙台市
関東甲信越地域	千葉市、東京都、新潟市、長野市
東海北陸地域	静岡市、名古屋市、金沢市
近畿地域	京都市、大阪市、神戸市
中国地域	岡山市、広島市
四国地域	高松市、松山市
九州地域	福岡市、北九州市、熊本市、鹿児島市
沖縄地域	那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　平成24年10月11日（木）に、受験番号及び試験地を、試験の区分「事務」については人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）、人事院関東事務局及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は11⑴②に掲げる。）、試験の区分「林業」については人事院事務総局及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所における掲示又はそれぞれの場所に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

8　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験　（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成24年10月18日（木）から10月25日（木）までの間の指定する日

⑶　試験地

①　試験の区分「事務」については、７⑶の受けようとする第１次試験地に対応する地域と同一の次に掲げる地域欄に対応する第２次試験地の都市のうち、人事院各地方事務局長又は人事院沖縄事務所長が指定する都市

②　試験の区分「林業」については、原則として７⑶の受けようとする第１次試験地に対応する地域と同一の次に掲げる地域欄に対応する第２次試験地の都市のうち、人事院事務総長が指定する都市

（地　域）	（第　2　次　試　験　地）
北海道地域	札幌市
東北地域	仙台市、秋田市
関東甲信越地域	前橋市、さいたま市、東京都、長野市
東海北陸地域	名古屋市
近畿地域	京都市、大阪市
中国地域	広島市
四国地域	高松市、高知市
九州地域	福岡市、熊本市
沖縄地域	那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、受験者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

9　最終合格者発表　平成24年11月20日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

10　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分（地域試験の区分を含む。以下同じ。）ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

11　受験手続

⑴　郵送又は持参による申込みの場合

①　受験申込用紙の交付　受験申込用紙は、人事院の地方事務局及び沖縄事務所において交付する。